

新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種 についてのお知らせ

1 平成22年1月23日現在の接種対象者

区 分		接種回数	
優先接種対象者	1	医療従事者 (新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する者 (救急隊員を含む))	1回
	2	妊婦	1回
		基礎疾患を有する者	1回(1歳以上13歳未満の者は2回) ※ただし、著しく免疫反応が抑制されている者は2回接種としても差し支えない。
	3	基礎疾患を有しない幼児(1歳～就学前)	2回
		基礎疾患を有しない小学校1～3年生	2回
	4	1歳未満の小児の保護者	1回
優先接種対象者のうち、身体上の理由で接種できない者の保護者等		1回	
その他	基礎疾患を有しない小学校4～6年生	2回	
	基礎疾患を有しない中学生に相当する年齢の者 (平成6年4月2日～平成9年4月1日に生まれた者)	1回(中学1年生で、接種時に13歳になっていない者は2回)	
	基礎疾患を有しない高校生に相当する年齢の者 (平成3年4月2日～平成6年4月1日に生まれた者)	1回	
	基礎疾患を有しない高齢者(65歳以上)	1回	
健康成人 (基礎疾患を有しない者で、高校生に相当する年齢を超え65歳未満の者)		1回	
1歳未満の小児		2回	

2 費用

3,600円

1回目：3,600円、2回目：2,550円(1回目と異なる医療機関の場合は3,600円)

※ 所得の少ない世帯(市町民税非課税世帯)については、費用の助成がありますので、お住まいの市町の窓口にご相談ください。

3 その他

基本的に新型インフルエンザに既に感染した方については、免疫が獲得されているため、ワクチンの接種を受ける必要はないと考えられます。

(厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局)